

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 高速自動車国道法の一部改正

1 国土交通大臣は、整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならないものとする  
こと。（第五条関係）

2 高速自動車国道の管理に要する費用は、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（指定都市）の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市）がその余の割合を負担するものとする  
こと。（第二十条関係）

第二 沖縄振興特別措置法の一部改正

沖縄における高速自動車国道の管理に要する費用の国の負担割合の特例を設けるものとする  
こと。（別

表第五の項関係）

第三 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

## 2 道路整備特別会計法の一部改正

道路整備特別会計の経理に関し、所要の改正を行うものとする。 (附則第二条関係)